

説明資料

諮問第1号

国立都市計画都市高速鉄道の変更について
(東日本旅客鉄道南武線)

諮問第2号

国立都市計画道路の変更について
(国立3・3・15号中新田立川線)
(国立3・4・5号立川青梅線)

説明内容

1. 変更対象の都市計画について
2. 今回の変更経緯について
3. 今回の変更内容について
4. 国立市の付帯意見について
5. スケジュールについて

1. 変更対象の都市計画について

連続立体交差化計画と道路計画の事業の進め方



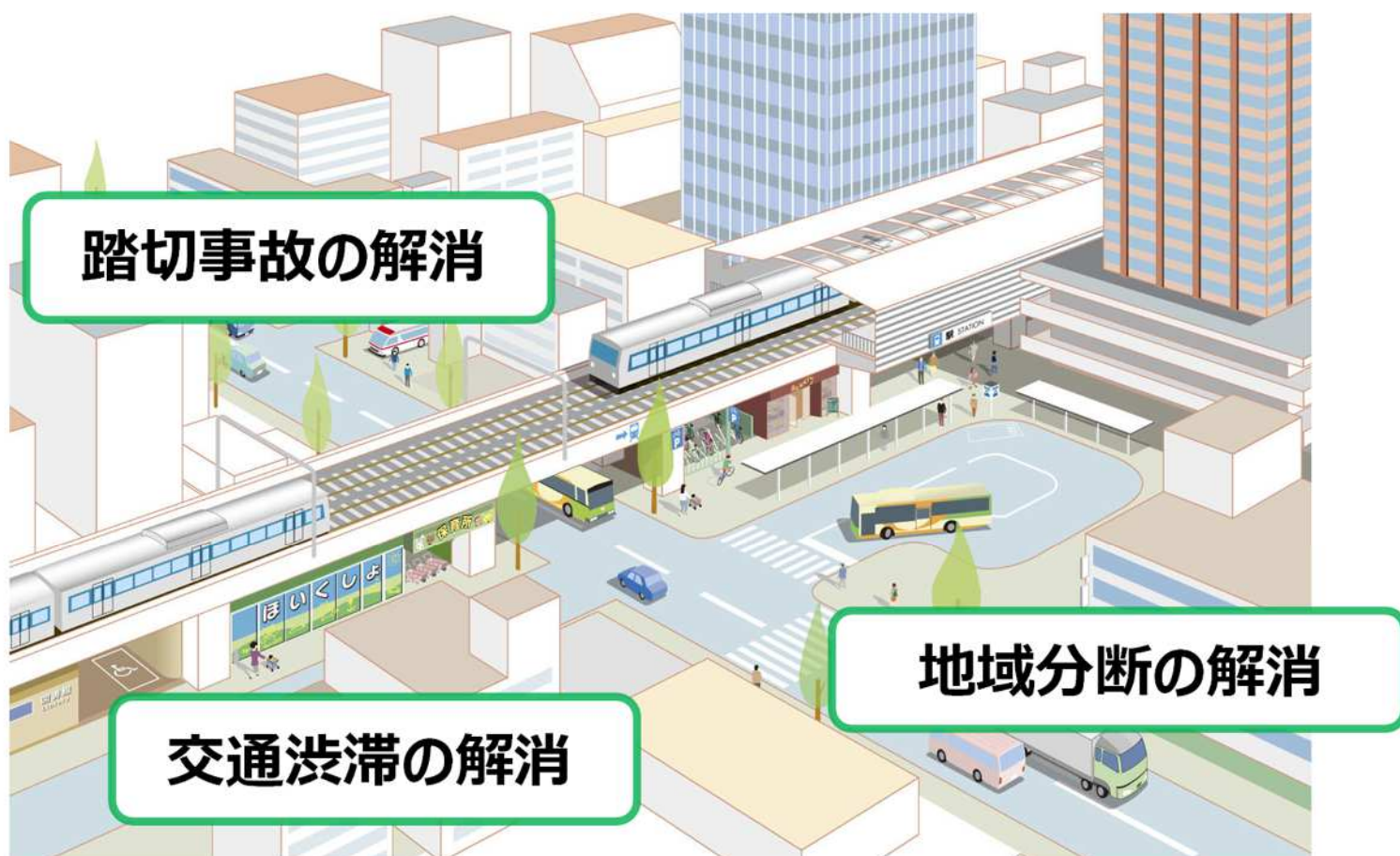
南武線連続立体交差化計画の概要



2. 今回の変更経緯について

南武線連続立体交差化計画の概要

連続立体交差事業について

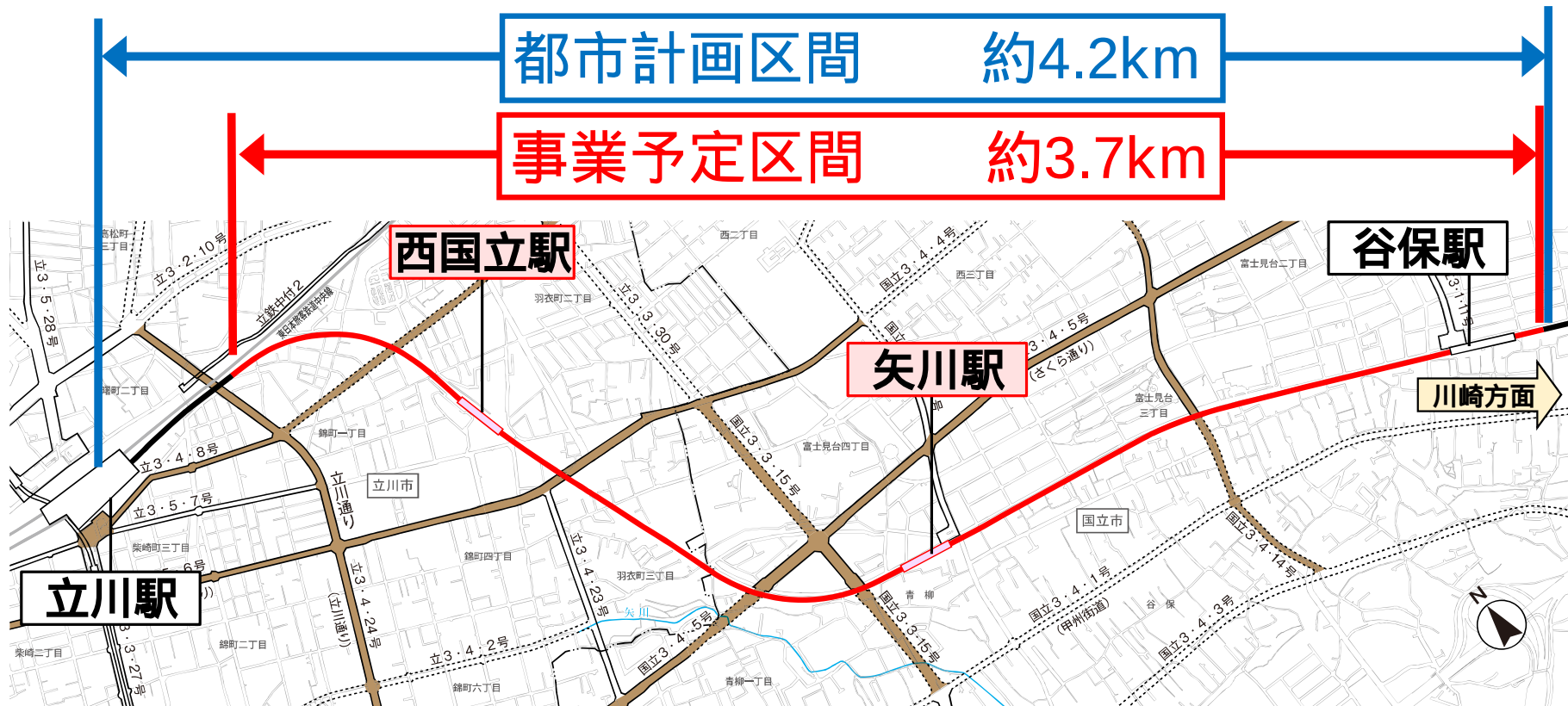


出典・東京都建設局HP

2. 今回の変更経緯について

南武線連続立体交差化計画の概要

都市計画区間

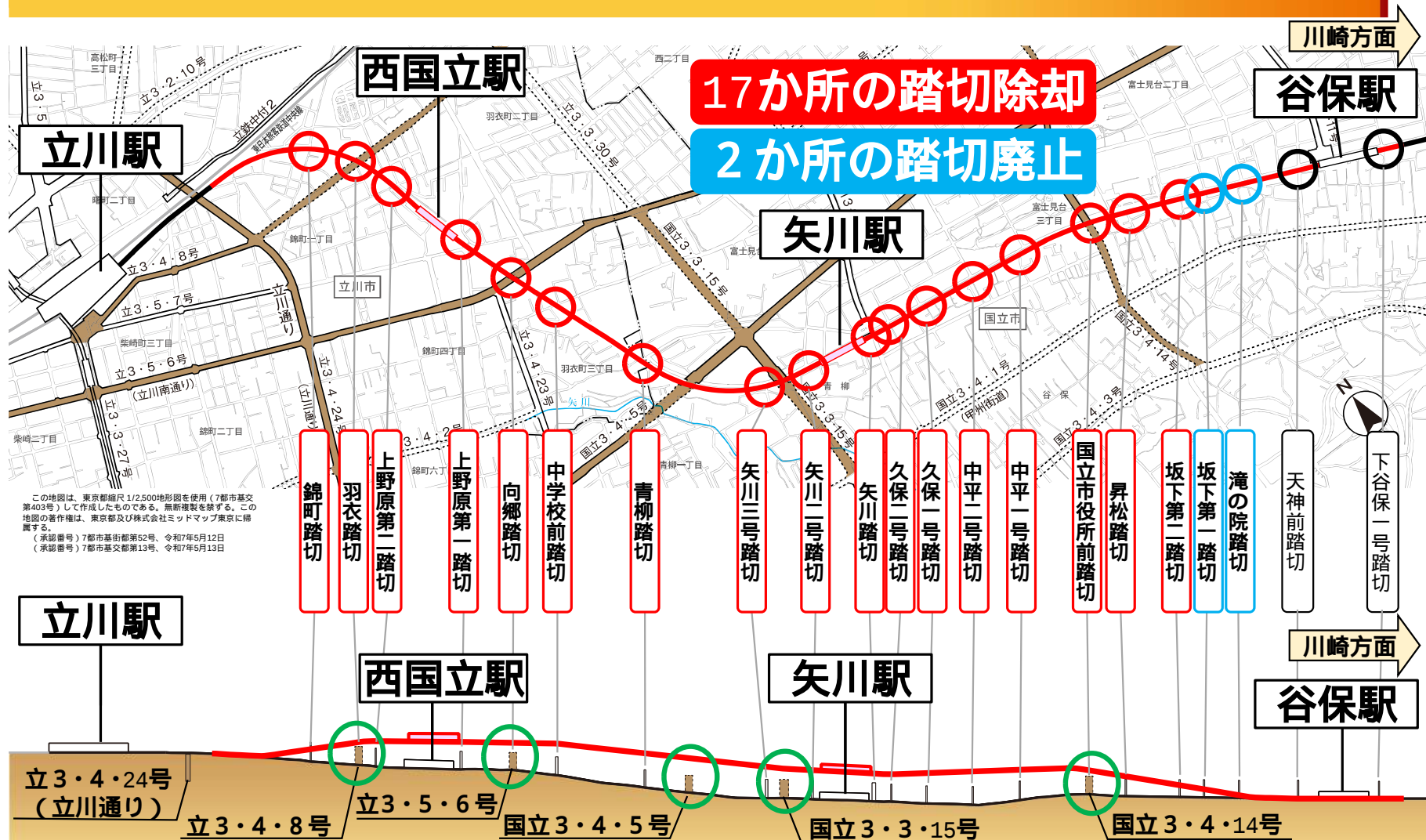


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（7都市基文第403号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）7都市基文第52号、令和7年5月12日 （承認番号）7都市基文第13号、令和7年5月13日

2. 今回の変更経緯について

南武線連続立体交差化計画の概要

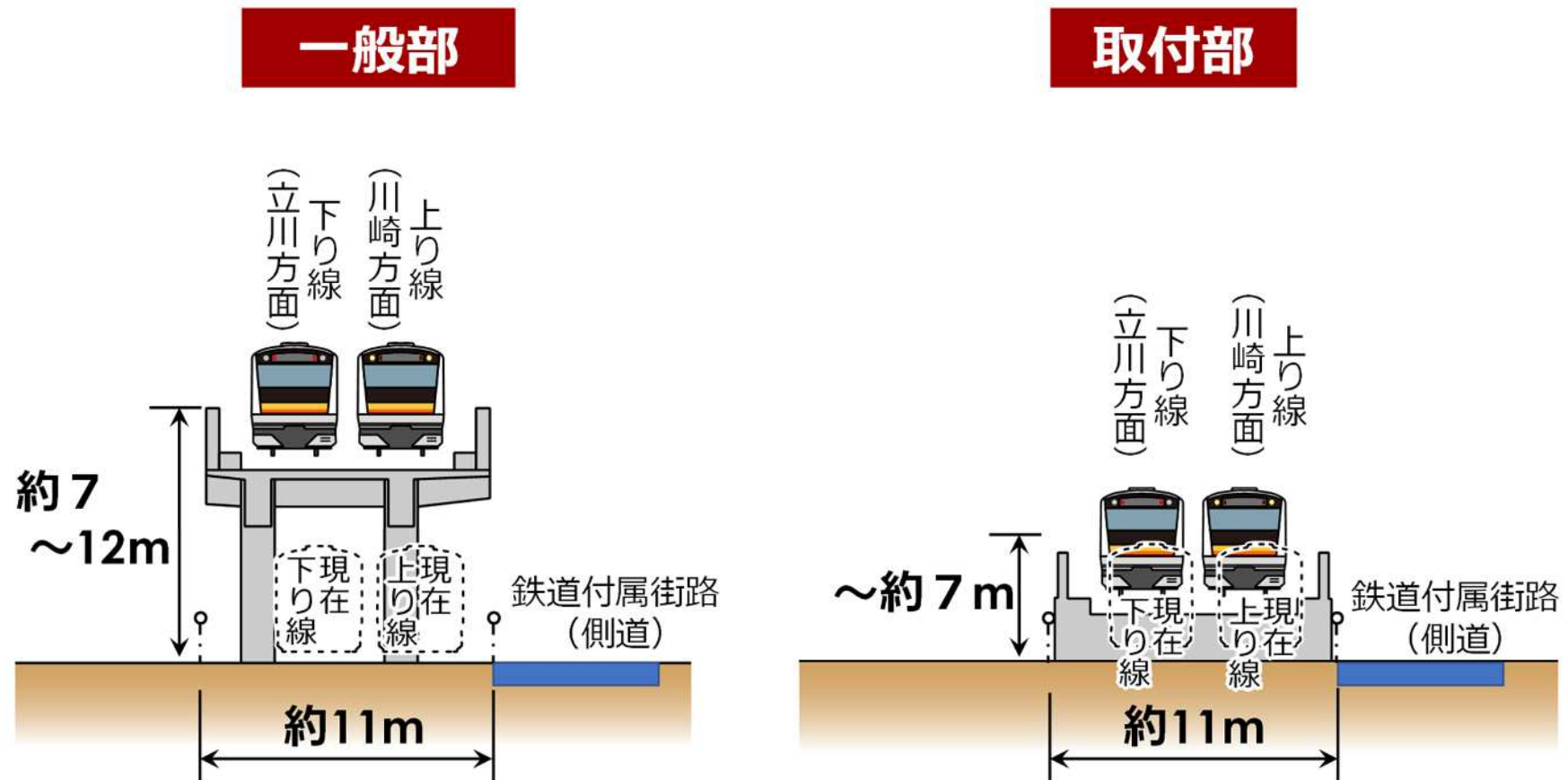
高架方式の概要



2. 今回の変更経緯について

南武線連続立体交差化計画の概要

標準横断図（一般部・取付部）

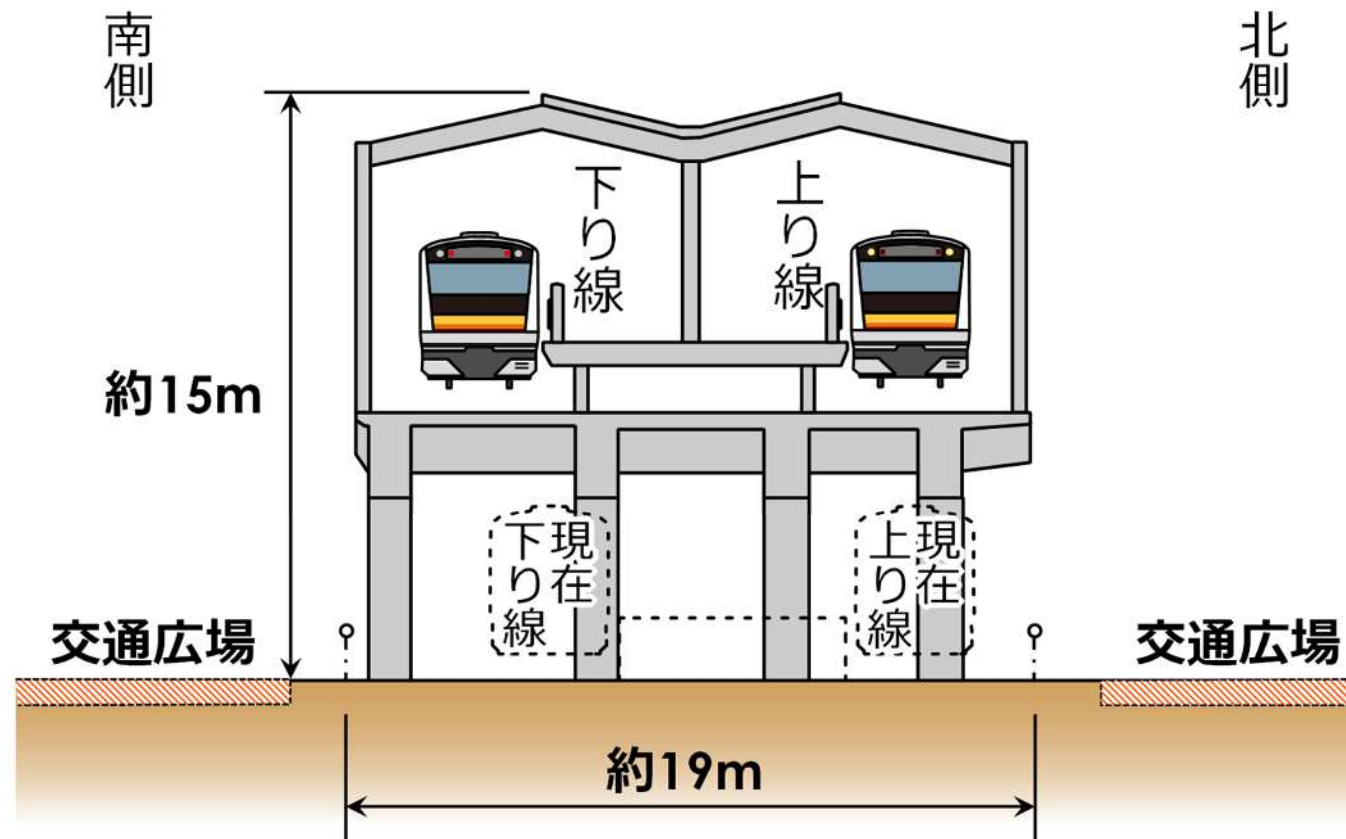


※構造物の高さ、都市計画の幅については、場所によって異なります

2. 今回の変更経緯について

南武線連続立体交差化計画の概要

標準横断図（矢川駅）



※構造物の高さ、都市計画の幅については、場所によって異なります

2. 今回の変更経緯について

国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線、国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線の概要

多摩地域の主要な道路のネットワーク



2. 今回の変更経緯について

国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線、国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線の概要

立川東大和線の整備状況



2. 今回の変更経緯について

国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線、国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線の概要

新奥多摩街道の整備状況



立川東大和線及び新奥多摩街道の整備の目的と効果

1

多摩地域における人やモノの動きの円滑化や
都市間の連携強化

2

災害時の緊急輸送網や安全な避難経路の
確保などによる防災性の向上

3

生活道路からの交通転換による
利便性・安全性の向上

4

周辺道路における渋滞の緩和

5

安全で快適な都市空間の創出

3. 今回の変更内容について

国立都市計画都市高速鉄道の変更

【計画書】

国立都市計画都市高速鉄道の変更（東京都決定）

国立都市計画都市高速鉄道に東日本旅客鉄道南武線を次のように追加する。

1 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	東日本旅客鉄道南武線	国立市大字谷保字御経塚	国立市大字谷保字上峯下	国立市大字谷保字上峯下	約 2.280m			線路線数 2 連続立体交差事業
	内 訳	国立市大字谷保字御経塚 国立市大字谷保字上峯上	国立市大字谷保字上峯上 国立市大字谷保字上峯下		約 810m 約 1.470m	地表式 嵩上式		

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 主要施設

名 称			位 置	備 考
番 号	路 線 名	施 設 名		
	東日本旅客鉄道南武線	矢川駅	国立市大字谷保字上峯下	約 2,200 m ²

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由： 東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間において、踏切による道路交通渋滞の解消、沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を変更する。

また、本事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

変更概要

名 称	変更区間・位置	変 更 事 項
東日本旅客鉄道南武線	国立市大字谷保字御経塚～国立市大字谷保字上峯下	1 新規追加

3. 今回の変更内容について

国立都市計画都市高速鉄道の変更

東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間において、踏切による道路交通渋滞の解消及び沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を変更する。

【計画図】

変更内容

・約2,280mを新規追加



3. 今回の変更内容について

国立都市計画都市高速鉄道の変更

東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間において、踏切による道路交通渋滞の解消及び沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を変更する。

変更内容

・約2,280mを新規追加

【計画図】



3. 今回の変更内容について

国立都市計画道路の変更

【計画書】

国立都市計画道路の変更（東京都決定）

国立都市計画道路中、3・3・15号中新田立川線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考	
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・3・15	中新田立川線	国立市泉一丁目	国立市富士見台四丁目	国立市矢川三丁目	約2,300m	地表式	4車線	25m	東日本旅客鉄道南武線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1か所 幹線街路3・3・2号と立体交差 幹線街路と平面交差 4か所		
	車線の数の内訳		4車線			約1,350m						
	そ の 他											
	3・4・5	立川青梅線	国立市富士見台一丁目	国立市青柳三丁目	国立市富士見台三丁目	約2,970m	地表式	2車線	20m	東日本旅客鉄道南武線と立体交差 幹線街路と平面交差 6か所		
	そ の 他											

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由：東日本旅客鉄道南武線の連続立体交差化計画にあわせて交差部付近の構造及び一部幅員を変更する。

また、3・3・15号中新田立川線の事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

変 更 概 要

名 称	変 更 事 項	
3・3・15号中新田立川線	1 一部幅員の変更	20.7m～33.7m → 28m 国立市大字谷保字上峯下 延長約 170m 25m → 28m 国立市大字谷保字上峯下 延長約 150m
	2 一部区域の変更	国立市富士見台四丁目地内
	3 一部車線数の決定	4車線（国立市泉三丁目 ～ 国立市富士見台四丁目 延長約 1,350m）
3・4・5号立川青梅線	1 一部幅員の変更	20.7m～33.7m → 20m 国立市大字石田字鶉久保 ～ 国立市大字谷保字上峯下 延長約 50m 28.7m → 20m 国立市大字谷保字上峯下 ～ 国立市青柳一丁目 延長約 120m
	2 一部区域の変更	国立市富士見台四丁目地内
	3 車線数の決定	2車線（国立市富士見台一丁目 ～ 国立市青柳三丁目 延長約 2,970m）

3. 今回の変更内容について

国立都市計画道路の変更

東日本旅客鉄道南武線の連続立体交差化計画にあわせて交差部付近の構造及び一部幅員を変更する。

【計画図】

変更内容

・一部幅員の変更 25m→28m



3. 今回の変更内容について

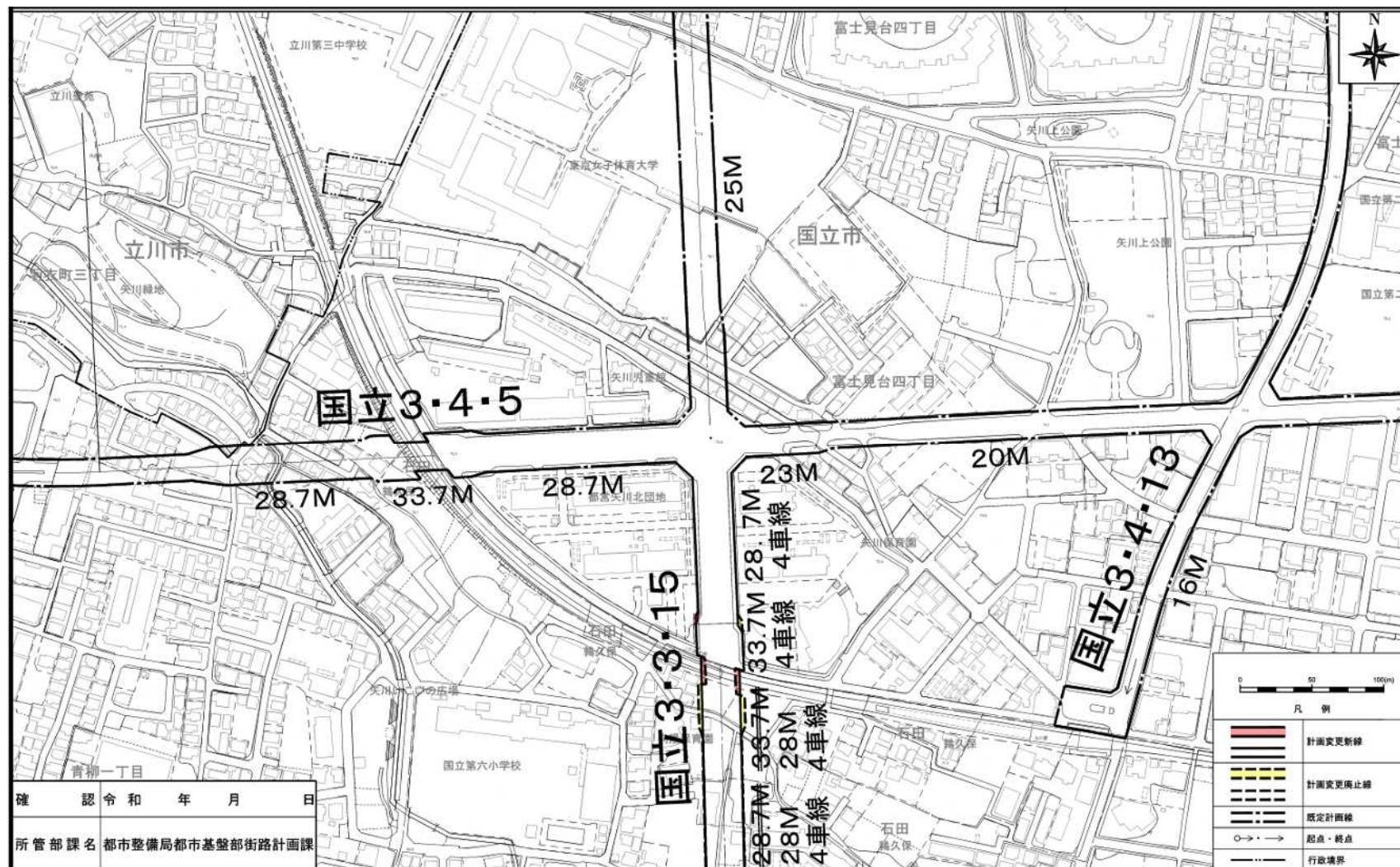
国立都市計画道路の変更

東日本旅客鉄道南武線の連続立体交差化計画にあわせて交差部付近の構造及び一部幅員を変更する。

【計画図】

変更内容

・一部幅員の変更 20.7m～33.7m→28m



3. 今回の変更内容について

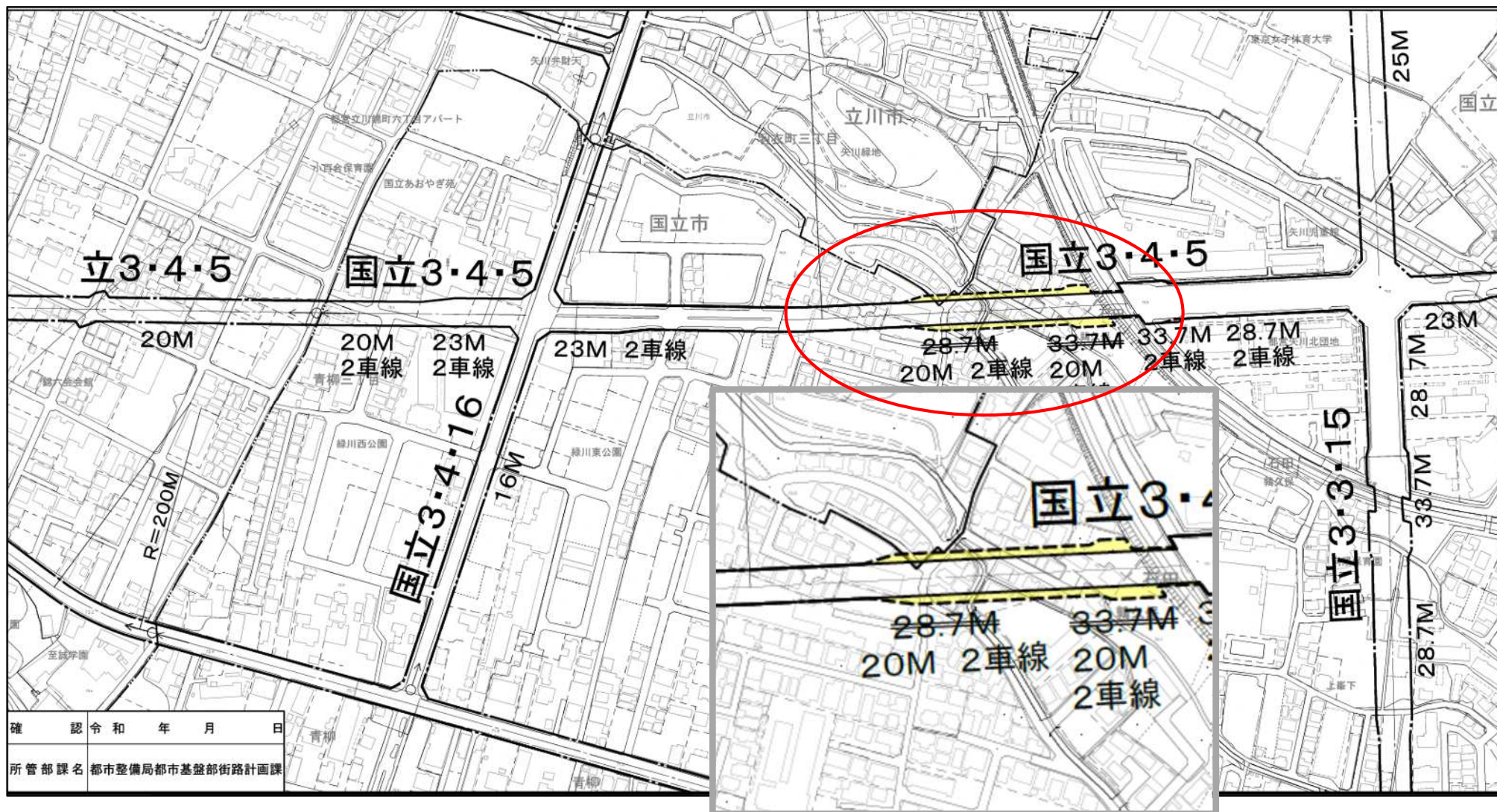
国立都市計画道路の変更

東日本旅客鉄道南武線の連続立体交差化計画にあわせて交差部付近の構造及び一部幅員を変更する。

【計画図】

変更内容

・一部幅員の変更 20.7m～33.7m→20m



4 . 国立市の付帯意見について

国立都市計画都市高速鉄道の変更について

○都市計画法第18条第1項では、「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする」と定められています。

○この規定に基づき、令和7年8月7日付け7都市基交第700号にて、東京都より国立市に対し、「国立都市計画都市高速鉄道(東日本旅客鉄道南武線)の変更について」の意見照会がありました。

○これを受け、国立市は以下の意見を付すことを検討しています。

- ・ 本事業による環境への影響を懸念する声があることを踏まえ、環境影響評価書案に対する市長意見の趣旨を真摯に受け止め、適切に対応してください。
- ・ 事業の実施にあたっては、引き続き市と連携し、地域住民へ丁寧な説明を行うとともに、寄せられる意見や要望に対しては誠意をもって対応してください。

4 . 国立市の付帯意見について

国立都市計画道路の変更について

○都市計画法第18条第1項では、「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする」と定められています。

○この規定に基づき、令和7年9月12日付け7都市基街第216号にて、東京都より国立市に対し、「国立都市計画道路の変更について」の意見照会がありました。

○これを受け、国立市は以下の意見を付すことを検討しています。

- ・ 本事業による環境への影響を懸念する声があることを踏まえ、環境影響評価書案に対する市長意見の趣旨を真摯に受け止め、適切に対応してください。
- ・ 事業の実施にあたっては、引き続き市と連携し、地域住民へ丁寧な説明を行うとともに、寄せられる意見や要望に対しては誠意をもって対応してください。

5. スケジュールについて

